

土砂災害特別警戒区域 (1/3)

位置図 縮尺: 1/25,000

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000(地図画像)を複製したものである。
 (承認番号 平 情 第 第 号)
 なお、複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図	土砂災害警戒区域(Y区域)		N 縮尺 1:2,500	自然現象の種類 Y区域	急傾斜地の崩壊 平成19年9月18日 告示第957号(指定)	箇所番号 107000012
	土砂災害特別警戒区域(R区域)			R区域	平成 年 月 日 告示第 号(指定)	箇所名 奥山 I

■ 土砂災害特別警戒区域とは？

「土砂災害特別警戒区域(通称：レッド区域)」

土砂災害の恐れがある区域で、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に、著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域。対策工事により安全性が確保されたと認められる場合等区域指定の事由がなくなると認められる場合には解除される。

※土砂災害警戒区域(通称：イエロー区域)

住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域。指定されると市町に避難体制の整備やハザードマップによる周知が義務づけられる。

■ 土砂災害特別警戒区域に指定されると？

1. 特定の開発行為に対する許可制・・・住宅分譲地や災害時要配慮者関連施設のための開発行為は、土砂災害を防止する工事が実施されるものに限って許可されます。
2. 建築物の構造規制・・・居室を有する建築物は、想定される土砂の衝撃等に対して建築物の構造が安全かどうか建築確認がされます。
3. 建築物の移転等の勧告・・・土砂災害時に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある建築物の所有者に対し、移転等の勧告が図られます。

※その他

・「宅地建物取引業法」に基づき、宅地建物取引業者がレッド区域内の宅地又は売買するにあたっては、レッド区域における制限内容等の重要事項説明が義務づけられます。

・太陽光発電施設等と地境環境との調和に関する条例に基づき、人家、学校等があるR区域内で、太陽光発電施設を設置することにより、災害を助長するおそれがないことが明らかでない場合は、太陽光発電施設の設置はできません。

同時開設！フェニックス共済説明窓口

フェニックス共済(住宅再建共済制度)は県が実施する公的な住宅再建支援制度です。年額5千円の負担金で加入でき、土砂災害のほか、地震、水害などの自然災害で住宅に被害を受けた場合、最大600万円(住宅再建の場合)の給付金をお支払いする制度です。上記会場でフェニックス共済の説明窓口も設けておりますので、是非加入をご検討ください。

【問合せ先】〇〇県民局総務企画室総務防災課

フェニックス共済加入促進員〇〇〇〇

TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇



フェニックス共済
はぴたん

土砂災害特別警戒区域等のイメージ図

●急傾斜地の崩壊

傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象

土砂災害警戒区域

過去の土砂災害に関するデータに基づき、土石等が到達する区域を地形的要件から区域設定

イ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域

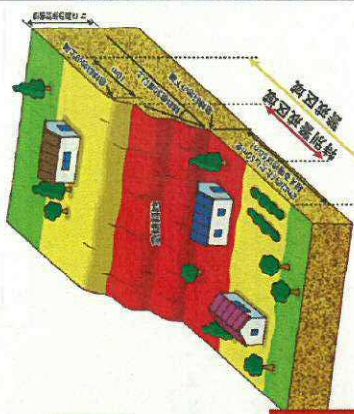
ロ 傾斜地の下端から水平距離が10m以内の区域

ハ 傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍(50m)を超える場合は50m)以内の区域

土砂災害特別警戒区域

調査により災害時に発生する土砂量を算出し、その土砂が直撃することにより一般的な木造建築物等に損壊を生じる範囲を想定し区域設定

急傾斜地の崩壊による発生土砂量(土質、傾斜度等により異なる)を算出し、一般的な木造建築物等に損壊が生じると想定される区域。(急傾斜地の下端から5m下がりの位置～急傾斜地の下端から概ね5～10m)



●土石流

山腹が崩壊して生じた土石等又は渓流の土石等が水と一体となって流下する自然現象

土砂災害警戒区域

過去の土砂災害に関するデータに基づき、土石等が到達する区域を地形的要件から区域設定

土石流の発生のおそれのある渓流の下流で、土地の勾配が2度以上となる区域

(平面的には、流下方向に対し30度で拡散すると想定)

土砂災害特別警戒区域

調査により災害時に発生する土砂量を算出し、その土砂が直撃することにより一般的な木造建築物等に損壊を生じる範囲を想定し区域設定

土石流の発生による流出土砂量(流域の広さ、勾配等により異なる)を算出し、一般的な木造建築物等に損壊が生じると想定される区域。(扇頂部から土石流の流下方向に、概ね谷出口の幅で設定)

